

たこ原画コンクール 「凧の絵」 が決定

市ならびに市青少年健全育成6地区連合会では、大空に舞う「凧の絵」を募集しました。

審査委員会での選考の結果、応募作品48点の中から大北若奈さん（本町小学校5年生）の作品が選ばれました。

来年1月に行われる新春たこあげ大会で配布する「凧の絵」として採用します。

児童青少年課児童青少年係
(☎042-387-9847)

子どもの笑顔をみんなで守る 虐待かな?と思ったら (通告・相談)

・連絡は匿名で行うことも可能です
・連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます
▽子ども家庭支援センター（相談窓口）
☎042-321-3146 月曜～土曜 午前9時～午後5時
▽児童相談所全国共通ダイヤル（緊急時）
☎189-9-
※お近くの児童相談所につながります
※☎189がつながらない場合は、☎0570-084-000へ



家族介護教室 (こがねい介護教室)

【要介護者の外出・旅行の心得】
時10月26日(土) 午前10時～11時30分 所小金井あんず苑(前原町5-3-24) 講加藤信一さん(一般社団法人日本旅行介護士協会代表理事) 申電話で小金井あんず苑(☎042-388-7511)へ

【イライラする介護中の気持ちをコントロールーイライラの要因・落ち着かせる方法】
時10月26日(土) 午後1時30分～3時 所特別養護老人ホームつきみの園内喫茶なごみ(中町2-15-25) 講小原一将さん(同園デイサービス職員) ほか申電話で中町高齢者在宅サービスセンター(☎042-386-6513)へ

— ◆ 共 通 ◆ —
対家族を介護している方・介護を考えている方 定20人



時11月19日(火) 午後2時～4時 所市民会館・萌え木ホール 内▽認知症理解の復習▽認知症の方への声かけ等具体的な対応について▽認知症サポートの活動について 対認知症サポーター養成講座を受講済の方 ※未受講者もお問い合わせください 定40人(申込順) 他参加者には受講証としてピンバッヂを差し上げます 申10月15日から、電話で小金井にし地域包括支援センター(☎042-386-7373)へ

▽市障害者虐待防止センター
1・虐待相談の専用対応(☎042-381-7497 FAX 042-633-0080) 午前9時～翌午前8時30分)
▽自立生活支援課(☎042-387-9841 FAX 042-384-2524) 午前8時30分～午後5時)
※重複している時間帯は、どちらでも構いません

聴覚に障がいのある方が、各種手続、受診、行事への参加などで外出する際、手話通訳者の派遣を行っています。

また、東京手話通訳等派遣センターの手話通訳者・要約筆記者の派遣依頼も自立生活支援課で受け付けています。

対市内在住で、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障がいのある方 ¥無料(ただし交通費実費負担の場合あり) 申直接(2回目以降はファクスも可)、自立生活支援課相談支援係(市役所第二庁舎2階) ☎042-387-9841 FAX 042-384-2524)へ

認知症高齢者を支える介護者の集い講習会
認知症高齢者にやさしい街づくりを目指して

時11月2日(土) 午後1時30分～3時30分 所本町高齢者在宅サービスセンター 対認知症高齢者の介護をされている方、認知症ケアに関心のある方 定15人(申込順) 申10月15日から、電話で同センター(☎042-388-8001)へ

認知症サポーター
ステップアップ講座

時11月19日(火) 午後2時～4時 所市民会館・萌え木ホール 内▽認知症理解の復習▽認知症の方への声かけ等具体的な対応について▽認知症サポートの活動について 対認知症サポーター養成講座を受講済の方 ※未受講者もお問い合わせください 定40人(申込順) 他参加者には受講証としてピンバッヂを差し上げます 申10月15日から、電話で小金井にし地域包括支援センター(☎042-386-7373)へ

障がい者虐待を防止しましょう

市では障害者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の相談・通報等の受け付けを行っています。

障がい者虐待に気づいた人には、市区町村へ通報の義務があります。早めの対応や支援は、虐待されている障がい者だけでなく、虐待している側が抱える問題の解決にもつながります。

障がい者虐待の防止と早期発見に、ご協力ください

▽市障害者虐待防止センター
1・虐待相談の専用対応(☎042-381-7497 FAX 042-633-0080) 午前9時～翌午前8時30分)
▽自立生活支援課(☎042-387-9841 FAX 042-384-2524) 午前8時30分～午後5時)
※重複している時間帯は、どちらでも構いません

小金井さくら体操に 参加してみませんか

小金井さくら体操は、転倒予防、筋力・柔軟性・バランス力の向上を目的としたご当地介護予防体操で、市内約50か所で定期的に行われています。現在、市の管理する会場のうち、空きのある会場での参加者を募集しています。体操を通じて心身ともに元気になりましょう。

なお、下記以外でも参加できる会場もあるので、詳細はお住まいの地域の地域包括支援センターへお問い合わせください。 対市内在住の65歳以上の方で、要介護認定等を受けておらず、主治医から運動の許可を得ている方 定いずれの会場も若干名 ¥1,200円(保険代)

会場	問合せ先
介護老人保健施設 秋桜(前原町4-4-47)	小金井みなみ地域包括支援センター (☎042-388-8400)
小金井あんず苑(前原町5-3-24)	
前原町西之台会館(前原町3-8-1)	
桜町病院別館(桜町1-2-20)	小金井きた地域包括支援センター (☎042-388-2440)
社会福祉協議会(本町5-36-17)	小金井にし地域包括支援センター (☎042-386-7373)

ご利用ください 福祉サービス苦情調整委員制度 (福祉オンブズマン)

福祉オンブズマン制度は、福祉サービス全般に納得できない「苦情が言いにくい」ときに、問題の迅速な解決のために利用していただく市独自の制度です。

市長から権限を与えられた福祉オンブズマンが、公正中立の立場で調査し、苦情調整等を行います。福祉オンブズマンは職務上の秘密を守る責務がありますので、安心してご相談ください。

【相談できる苦情内容】

- ▽福祉サービス(介護保険、高齢者福祉、障がい者)
- ▽本人の家族
- ▽同居の人等

▽福祉サービスを受けたい方や受けようとしている方

▽福祉サービス事業者などの対応に不満があるとき

※苦情の内容がその事実のあった日から1年を経過したものでない限りは、申請して立てることができます

【苦情申し立てができる方です】

- ▽坂井愛さん(弁護士)
- ▽藤田太郎さん(弁護士)

福祉オンブズマンは次の事務局長が受け付け、日程を調整します。

【福祉オンブズマンは次の方です】

- ▽坂井愛さん(弁護士)
- ▽藤田太郎さん(弁護士)

事務局長に事前に苦情相談の予約をし、水曜日の午後1時～5時に福祉サービス苦情調整委員事務局(市役所第二庁舎8階)で福祉オンブズマンが直接面談して、苦情等をお聴きします。

なお、苦情相談等の予約は水曜日以外でも電話等で事務局職員が受け付け、日程を調整します。

【苦情申し立ての方法】
事務局に事前に苦情相談の予約をし、水曜日の午後1時～5時に福祉サービス苦情調整委員事務局(市役所第二庁舎8階)で福祉オンブズマンが直接面談して、苦情等をお聴きします。